

## 株主総会の参考書類

### 第1号議案 取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
1	テイエリーホルテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージング・ディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員社長(現任)	471,915株
2	すぎやまじゅんじ 杉山淳二 (昭和21年4月15日生)	昭和45年5月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 常務執行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アプラス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員副会長(現任)	0株
3	マイケル J. ホースキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研究所 T. M. フリードマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成8年1月 エクソン・コーポレーション(現エクソン・モービル・コーポレーション) 取締役(現任) 平成11年6月 ホーカフオン・グループ 取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	105,783株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
4	エミリオ ホーティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 サンタンデル銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・サンタンデル・セントラル・イスパノ会長(現任) 平成12年4月 当行取締役(現任) 平成15年7月 サンタンデルグループ 会長(現任)	0株
5	ティモシー C. コリンス (昭和31年10月8日生)	昭和49年1月 カミス・エンジン社入社 昭和56年9月 フース・アレン・ハミルトン社入社 昭和59年8月 ラザート・フル社入社 平成2年1月 オネックス社入社 平成7年10月 リップルウッド・ホールディングス最高経営責任者(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成17年3月 R H J インターナショナル最高経営責任者(現任)	1,088,301株
6 *1,2	J. クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスター・グループ 社取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長(現任) 平成17年12月 N I B C ホールディングス スーパー・ハイ・イヤー・レポート (現任) 平成17年12月 N I B C 銀行スーパー・ハイ・イヤー・レポート(現任)	88,283,355株
7	か かに しげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
8	フレッド H. ランクハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 ドットウェルジャパン株式会社輸入部門ゼネラルマネージャー 昭和50年1月 エステイロータージャパン社長 昭和60年9月 エステイローター株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長 (現任) 平成17年1月 ウォルト・ディズニース社取締役 (現任) 平成17年6月 当行取締役 (現任) 平成18年1月 アメリカン・インターナショナルグループ社取締役 (現任)	0株
9	まき 原 みのる 槇 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役 (現任) 平成16年9月 米IBM社取締役 (現任)	0株
10	なが しま やす はる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー 平成9年1月 同事務所顧問 (現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役 (現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
11	ル シ オ A . ノ ト (昭和13年4月24日生)	昭和37年6月 モービル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米IBM社取締役(現任) 平成10年1月 アルリア・グループ取締役(現任) 平成11年12月 エクソン・モービル・コーポレーション副会長 平成13年3月 ミッドストリーム・パートナーズ マネージング・パートナー(現任) 平成13年5月 ユナイテッド・オート・グループ取締役(現任) 平成17年6月 当行取締役(現任) 平成18年2月 コマーシャル・インターナショナル銀行取締役(現任)	12,298株
12	お 小 川 信 明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律事務所)パートナー(現任) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役(現任)	0株
13	たか 高 橋 弘 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事	0株
14	ジ ョ ン S . リ ス ト ン J r . (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アドバイザリーディレクター(現任) 平成13年8月 マニタ・ベンチャー パートナー(現任) 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー スペシャルディレクター(現任) 平成17年6月 当行取締役(現任)	20,000株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
15 *3	やま もと てる あき 山 本 輝 明 (昭和23年11月24日生)	昭和46年4月 当行入行 平成12年6月 当行執行役員 平成13年6月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成16年6月 当行代表執行役専務執行役 平成17年6月 当行取締役(現任) 平成17年6月 株式会社アプラス代表取締役社長(現任) 平成18年3月 全日信販株式会社取締役会長(現任)	2,991株

(注) 1. マイケル J. ホースキン、エミリオ ホーティン、テイモシー C. コリンズ、J. クリストファー フラワーズ、可児滋、フレッド H. ランクハマー、榎原稔、長島安治、ルイオ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。

2. 当行と候補者との間の特別な利害関係

- \*1 当行はShinsei NIB (Cayman) Limitedを通じ、J. クリストファー フラワーズ氏が会長を務めるJ.C. フラワーズ社がジェネラルパートナーを務めるNew NIB Partners LPに25,002百万円を出資しております。
- \*2 当行はJ. クリストファー フラワーズ氏が間接的に過半を所有するHillcot Holdings Ltd. の増資を5,105百万円引き受けております。
- \*3 当行は山本輝明氏が代表取締役を務める株式会社アプラスに当行事務センタースペースの賃貸その他のサービスを提供しており、これらの取引により当行が受領する賃料等の額は年額5百万円です。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 定款変更の事由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款第4条（公告の方法）に定める公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第87号）（以下「整備法」といいます。）、ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 「整備法」により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項（取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会および会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨、剰余金の配当等を取締役会が定めることができ、株主総会の決議によっては定めない旨）につき、それぞれ変更案第4条（機関）、同第7条（株券の発行）、同第10条（株主名簿管理人）および同第35条（剰余金の配当等の決定機関）の新設、変更、ならびに現行第1条の2（委員会等設置会社の採用）および現行第5条の2（自己株式の取得）の削除等の整備を行うものであります。
  - ② 定款の定めをもって単元未満株式について行使することができる権利を定めることが認められたことから、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するよう、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
  - ③ 定款の定めをもって株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとすることが認められたことから、株主の利便性向上を図るため変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
  - ④ 定款の定めをもって取締役全員の書面または電磁的記録による同意の意思表示によって取締役会の決議があったものとみなす制度が認められたことから、取締役会を機動的および効率的に運営できるよう、変更案第26条（取締役会の決議方法）第2項を新設するものであります。



現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 前各号の業務の外、銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(5) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(公告の方法)</u> 第4条 当銀行の公告は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p><u>(発行する株式の総数)</u> 第5条 当銀行の発行する株式の総数は、31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式（以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。）とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p><u>(自己株式の取得)</u> 第5条の2 当銀行は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(1単元の株式の数および単元未満株式)</u> 第6条 当銀行の1単元の株式の数は、すべての種類の株式につき、1,000株とする。</p>	<p>(4) 前各号の業務の外、銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u> 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 指名委員会 (3) 監査委員会 (4) 報酬委員会 (5) 会計監査人</p> <p><u>(公告方法)</u> 第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式（以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。）とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(単元株式数)</u> 第8条 当銀行の単元株式数は、すべての種類の株式につき、1,000株とする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当銀行は1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当銀行の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売渡すことを当銀行に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（名義書換代理人）</p> <p>第7条 当銀行は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第8条 当銀行の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当銀行の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。</p> <p>（単元未満株式についての権利）</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（4）前条第3項の規定による請求をすることができる権利</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第11条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当銀行は、第33条に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（この定款において優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第9条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株主または優先登録質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(優先株式の消却)</p> <p>第9条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第9条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条の3 当銀行は、第36条第2項に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(優先株式の消却)</p> <p>第11条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを剰余金をもって当該買入価格により消却することができる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第11条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発されるまでに、取締役会において優先配当金を受ける旨の議案が承認されず、かつ、かかる議案を定時株主総会に提出する旨の決議がされなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、取締役会または定時株主総会において優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第9条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 当銀行は、優先株主には、<u>新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権</u>を与えない。</p> <p><u>(普通株式への転換)</u></p> <p>第9条の8 優先株主は、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める<u>転換を請求し得べき期間</u>（以下<u>転換期間</u>という。）において、当該決議で定める<u>転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求</u>することができる。</p> <p><u>(普通株式への一斉転換)</u></p> <p>第9条の9 転換期間中に<u>転換請求のなかった優先株式は、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの転換期間の末日の翌日</u>（以下<u>一斉転換日</u>という。）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式に転換される。</p>	<p>(株式の併合または分割、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 当銀行は、優先株主には、<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を与えない。</p> <p><u>(優先株式の取得請求)</u></p> <p>第11条の8 優先株主は、<u>当銀行に対し</u>、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める<u>取得を請求し得べき期間</u>（以下<u>取得請求期間</u>という。）において、当該決議で定める条件で<u>その優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付</u>することを請求することができる。</p> <p><u>(優先株式の一斉取得)</u></p> <p>第11条の9 当銀行は、<u>取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式を</u>、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの<u>取得請求期間の末日の翌日</u>（以下<u>一斉取得日</u>という。）をもって<u>取得し、これと引換えに</u>、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉<u>転換</u>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、乙種優先株式については、一斉<u>転換</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（以下店頭市場という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の<u>決算期</u>または<u>中間期</u>において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉<u>転換</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉<u>転換</u>日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式に普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3 前2項の<u>転換による</u>普通株式の数は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株を下限とする。（以下現行どおり）</p>	<p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉<u>取得</u>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、乙種優先株式については、一斉<u>取得</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（以下店頭市場という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の<u>事業年度の末日</u>または<u>中間事業年度の末日</u>において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉<u>取得</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉<u>取得</u>日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3 前2項の<u>取得と引換えに交付される</u>普通株式の数は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株を下限とする。（以下現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき執行役社長がこれを招集する。</p> <p>4 執行役社長が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 執行役社長が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</u></p> <p>3 前2項に<u>関わらず</u>、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>	<p>4 前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>取締役である</u>執行役社長がこれを招集する。</p> <p>4 執行役社長が欠員の<u>ときもしくは取締役でない</u>ときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の<u>取締役</u>がこれに代わる。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 執行役社長が欠員の<u>ときまたは事故がある</u>ときは、<u>執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員のときまたは事故がある</u>ときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>3 前2項に<u>かかわらず</u>、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第13条の2 第10条第3項および第4項、第11条ならびに第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第14条 当銀行の取締役は、20名以内とする。取締役のうち、2名以上は社外取締役（商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 取締役の選任決議については、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第15条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の取締役の在任中新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第12条第3項および第4項、第15条ならびに前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 当銀行の取締役は、20名以内とする。取締役のうち、2名以上は社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の取締役の在任中新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会長)</p> <p>第16条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(シニアアドバイザー)</p> <p>第17条 取締役会の決議をもって、当銀行にシニアアドバイザーを置くことができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第18条 当銀行は、特例法第21条の17第1項に基づく取締役(取締役であった者を含む。)の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、社外取締役との間で、特例法第21条の17第1項に基づく責任について、特例法第21条の17第5項において準用する商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(取締役会の組織および権限)</p> <p>第19条 取締役は、取締役会を組織する。</p> <p>2 取締役会は、特例法第21条の7第1項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第26条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が指名する者は、前2項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(シニア・アドバイザー)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、当銀行にシニア・アドバイザーを置くことができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当銀行は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結</u>することができる。</p> <p>(取締役会の組織および権限)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、<u>会社法第416条第1項第1号に定め</u>る事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故あるときは、<u>取締役会の定め</u>るところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第31条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が<u>選定</u>する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前<u>まで</u>に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第21条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは<u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数が出席し、その<u>取締役の過半数</u>をもってする。</p> <p>(新設)</p> <p>(執行役の数および選任)</p> <p>第23条 当銀行の執行役は、20名以内とする。</p> <p>2 執行役は、取締役会において選任する。</p> <p>(執行役の任期)</p> <p>第24条 執行役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を<u>選任</u>する。</p> <p>2 代表執行役は各自当銀行を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を<u>選任</u>するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第25条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、<u>取締役会</u>の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p><u>2 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(執行役の数および選任)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p> <p>(執行役の任期)</p> <p>第28条 執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結後最初に<u>招集</u>される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期<u>の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を<u>選定</u>する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を<u>選定</u>するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第26条 当銀行は、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(各委員会の員数および委員の選任)</p> <p>第27条 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、それぞれ3名以上とする。</p> <p>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、<u>社外取締役であって執行役でない者</u>でなければならない。</p> <p>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者でなければならない。</p> <p>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において選任する。</p> <p>(委員会の招集および議長)</p> <p>第28条 各委員会は、各委員会においてあらかじめ指名された委員がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 前項にかかわらず、各委員は必要に応じ委員会を招集することができる。</p> <p>3 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>それぞれの委員全員の同意があるときは、各委員会は招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第30条 当銀行は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任</u>について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(各委員会の員数および委員の選定)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</p> <p>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役、<u>会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）</u>もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。</p> <p>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において選定する。</p> <p>(委員会の招集および議長)</p> <p>第32条 各委員会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ選定された委員がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 各委員会の招集通知は、各委員に対して、<u>会日の3日前までに</u>発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(委員会の決議方法)  第29条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもってする。</p> <p>(営業年度)  第30条 当銀行の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(利益金の処分)  第31条 当銀行の利益金は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会の決議を得て（特例法第21条の31第1項に基づき、取締役会の承認があったことが定時株主総会における承認を得たものとみなされる場合を含む。）、これを処分する。</p> <p>(利益配当金の支払)  第32条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当金の支払)  第33条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に商法第293条ノ5の規定により分配する金銭（この定款において中間配当金という。）を支払うことができる。</p>	<p>(委員会の決議方法)  第33条 委員会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>その委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(事業年度)  第34条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)  第35条 当銀行は、<u>剰余金の配当等</u>会社法第459条第1項1号（優先株式についての会社法第156条第1項各号に掲げる事項を除く。）および第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金配当の基準日)  第36条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式の転換と利益配当金等)</p> <p>第34条 優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または第9条の9に定める転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第35条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。 (委員会等設置会社移行前の取締役及び監査役の実任免除)</p> <p>第36条 平成16年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役及び監査役の実任免除並びに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第19条の2及び第25条の2の定めるところによる。</p> <p>&lt;変更前定款第19条の2、第25条の2&gt; (取締役の実任免除)</p> <p>第19条の2 当銀行は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の実任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任について、商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第25条の2 当銀行は、監査役の実任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。 (委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の実任免除)</p> <p>第38条 平成16年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役および監査役の実任免除ならびに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第19条の2および第25条の2の定めるところによる。</p> <p>(以下現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)</u>  第39条 平成18年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第18条および第26条の規定は、会社法施行前の行為に関する取締役および執行役の責任の免除については、なお効力を有する。  &lt;変更前定款第18条、第26条&gt;  <u>(取締役の責任免除)</u>  第18条 当銀行は、特例法第21条の17第1項に基づく取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。  2 当銀行は、社外取締役との間で、特例法第21条の17第1項に基づく責任について、特例法第21条の17第5項において準用する商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。  <u>(執行役の責任免除)</u>  第26条 当銀行は、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p>

### 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当行および当行子会社の取締役、執行役、従業員ならびに当行のシニア・アドバイザーに対しストックオプションとして新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することについてご承認をお願いするものであります。

#### 1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行および当行子会社の取締役、執行役、従業員ならびに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権の募集事項」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間および行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当行および当行子会社の取締役、執行役、従業員ならびに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権12,000個を上限として割当てるとします。

#### 3. 新株予約権の募集事項

##### (1) 募集新株予約権の数の上限

12,000個を上限とする。

##### (2) 募集新株予約権の内容

###### ① 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権1個につき当行普通株式1,000株

なお、当行が株式の併合、株式の分割または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割または無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

###### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に①に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取

引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合または分割および株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式の併合または分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減ずる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権割当日から平成29年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。
- ④ 新株予約権の行使の条件
  - (i) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
  - (ii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - (iii) その他の条件については、本株主総会およびその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込みに係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余を資本準備金として計上する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の取得
  - (i) 当行が消滅会社となる合併契約書が当行株主総会で承認された場合、または、当行が行う株式交換または株式移転に係る株式交換契約または株式移転計画が当行株主総会で承認された場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に本新株予約権を無償で取得する。
  - (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、④(iii)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態

にある場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に当該本新株予約権を無償で取得する。

⑧ 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとし、金銭の払込を要しない。



#### 第4号議案 自己の株式の取得の件

当行および当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、本総会終結の時から1年の間に、会社法第156条の規定に基づき、当行普通株式30百万株、取得価額の総額300億円を限度として、金銭の交付をもって買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

以 上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。  
（「iモード」はNTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成18年6月26日（月曜日））の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（または携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

#### 4. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問合せ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間9:00~21:00、通話料無料）